

## 答 申

### 第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

東讃保健福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和3年3月30日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、処分庁に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

香川県が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、〇〇（以下「本件法人」という。）に許可した産業廃棄物処理業者としての営業許可に関して、令和元年8月2日に行った、事業の用に供する施設の変更による書類書換え交付時の軽微な変更内容について、次の「希望公開書類」

#### ■希望公開書類

書類書換えに関する書類一式のうち、下記の内容

- ・産業廃棄物処分業許可軽微変更届出書

- ・添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類

- 2 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）

- 3 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

- ・土地及び建物の登記簿謄本及び公図・土地及び建物所有者の名義が申請者以外の場合は賃貸借契約書等（土地使用許諾書）

#### 2 処分庁の決定

処分庁は、公開請求のあった行政文書として、次の文書を特定し、令和

3年4月13日付けで、(1)については一部公開の、(2)については行政文書を取得しておらず、不存在であるとして非公開の決定を行い、審査請求人に通知した。

(1) 本件法人の産業廃棄物処分業許可に係る以下の行政文書

・令和元年8月1日付け産業廃棄物処理業変更届出書（以下「変更届出書」という。）

・添付書類

ア 事業計画の概要を記載した書類

イ 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（産業廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設に関する部分を除く。）

(2) 変更届出書の添付書類

申請者が(1)イに掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

土地及び建物の登記簿謄本及び公図・土地及び建物所有者の名義が申請者以外の場合は賃貸借契約書等（土地使用許諾書）（以下これらを「本件請求対象文書」という。）

3 審査請求

審査請求人は、本件請求対象文書に対する非公開決定（以下「本件処分」という。）を不服として、令和3年4月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、香川県知事に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件請求対象文書の公開を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、当該許可で使用される土地の共同地権者の1名であるため、本件請求対象文書には、審査請求人が共同して権利を有する土地についての審査請求人の使用許諾について記載されているはずである。その土地上で、審査請求人の許諾なく産業廃棄物処理業の許可を与えられることは著しく審査請求人の利益を害するものであるし、その説明内容に虚偽があるにもかかわらず、届出が認められていれば、廃棄物処理

法第30条第2号に抵触する犯罪行為である疑いがある。その書類の内容が確認できなければ、警察に告発することもままならないため、公開を求めるものである。

- (2) 廃棄物処理法第14条の2第3項で読み替えられた第7条の2第3項では、「環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない」とされている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第10条の10第3項第5号では、当該変更届出に関しては、「規則第10条の4第2項第2号及び第3号に規定する書類及び図面」を添付すべしとあり、規則第10条の4第2項第3号には、「申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類」とあるので、軽微変更届に所有権原を有する書類は必須であると解するべきと考える。

そうであれば、本件請求対象文書が存在しないというのは間違いであり、本件請求対象文書の代わりに、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書とそれに添付された所有権原を有する書類をもって、その提出に代えたという理解が正しいと思われる。その場合は、その書類を公開すべきである。あるいは、当該届出は法にのっとらない不正な届出であったのか。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

変更届出書の添付書類として、本件請求対象文書を取得していないため、本件請求対象文書が存在しないとして非公開決定としたものである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

##### 2 本件法人による変更届出書について

(1) 変更届出書における対象施設について

当審査会が見分したところ、変更届出書における対象施設は、汚泥のコンクリート固化施設である。本件法人は、その使用方法を変更するため、処分庁に産業廃棄物処理業の変更届出を行ったものである。

(2) 処分庁に提出された文書について

当審査会事務局職員をして処分庁に確認したところ、本件法人が処分庁に提出した文書は、次のとおりである。なお、変更協議書の添付書類は、変更届出書の添付書類を兼ねるものである。

ア 令和元年7月12日付け産業廃棄物処理業の変更協議書（以下「変更協議書」という。）及び添付書類（「事業計画書」、「生活環境保全措置について」及び「汚泥処理量計算書」）

イ 変更届出書

3 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、産業廃棄物処分業で使用する土地や建物の所有権又は使用権原を示す文書である。産業廃棄物処分業に係る変更届出のうち、本件請求対象文書の添付が求められるのは、規則第10条の10第3項第5号の規定により、同条第1項第4号又は第6号に掲げる事項の変更の届出の場合とされている。同項第4号では「事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模」が、同項第6号では「保管の場所に関する次に掲げる事項」として、所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類等が規定されている。

4 本件請求対象文書の存否について

(1) 審査請求人は、本件に係る変更が規則第10条の10第1項第4号又は第6号に規定する事項の変更であることから、変更届出書には本件請求対象文書を添付する必要があると主張している。

当審査会事務局職員をして処分庁に確認したところ、本件に係る変更内容は、使用方法の変更であって、規則第10条の10第1項第4号又は第6号に規定する事項の変更には当たらず、廃棄物処理法や規則に基づく変更届出書やその添付書類である本件請求対象文書の提出を要するものではないことから、本件請求対象文書は取得していないとのことであった。また、変更協議書の添付書類にも、本件請求対象文書は含まれていない。

なお、廃棄物処理法や規則の届出事項に当たらないのであれば、変更届出書自体も提出を要しないところであるが、処分庁によれば、業務上、使用方法の変更内容を把握しておく必要があるために、運用として変更届出書の様式を用いて提出させたとのことであった。

(2) 次に、審査請求人は、事前指導申出書及び添付書類をもって本件請求対象文書の提出に代えたものと解し、当該添付書類を公開すべきであると主張している。

処分庁に確認したところ、事前指導申出書は、香川県産業廃棄物処理等指導要綱（平成3年6月10日制定）第15条又は第15条の2の規定により、産業廃棄物処理施設の設置等を行う場合に提出しなければならないものである。

本件に係る変更内容は、使用方法の変更であって、上記には当たらないことから、事前指導申出書は取得していないとのことであった。

以上のことから、本件請求対象文書を取得していないとの処分庁の説明に不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、処分庁が本件請求対象文書は存在しないとして非公開決定を行ったことは是認できる。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の審査経過

(略)